

都市公園(神戸総合運動公園)内行為許可申請書

年 月 日

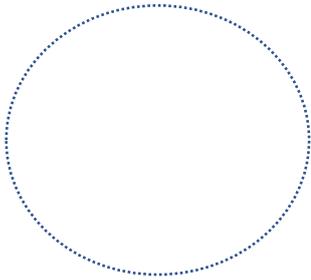
神戸総合運動公園指定管理者
公益財団法人神戸市公園緑化協会理事長 あて

申請人 郵便番号 〒
住所
団体名等
フリガナ
氏名
生年月日 年 月 日生
電話番号
(担当者)

下記のとおり申請します。

1 行為する都市公園名	神戸総合運動公園
2 行為の位置又は公園施設	()
3 行為面積	平方メートル
4 行為内容	
5 行為目的	
6 行為の期間又は時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
7 都市公園の復旧方法	申請人において、撤収し原状復旧
8 その他	

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

備考 神戸市都市公園条例 第4条の規定により申請。	受付欄	年 月 日 第 号
		

許可第 号 (控) 都市公園 (神戸総合運動公園) 内行為許可証	
申請人 郵便番号 住 所 団体名等 フリガナ 氏 名	
様	
1	行為する都市公園名 神戸総合運動公園
2	行為の位置又は公園施設 ()
3	行為面積 平方メートル
4	行為内容
5	行為目的
6	行為の期間又は時間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
7	都市公園の復旧方法 申請人において、撤収し原状復旧
8	その他
9	使用料
10	条件 下記のとおり
上記のとおり、神戸市都市公園条例 第4条の規定により許可する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;"> 神戸総合運動公園指定管理者 公益財団法人神戸市公園緑化協会 理事長 </div> <div style="text-align: center;">記</div> <p>ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。</p> <p>イ 指定管理者が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。</p> <p>ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、指定管理者の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、指定管理者が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> <p>キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。</p> <p>ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。</p>	

(教 示)

ア この処分について不服がある場合、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会理事長)に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

イ この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会)を被告として(訴訟において公益財団法人神戸市公園緑化協会を代表する者は理事長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

許可第	号	都市公園(神戸総合運動公園)内行為許可証	
		申請人 郵便番号 住所 団体名等 フリガナ 氏名	様
1	行為する都市公園名	神戸総合運動公園	
2	行為の位置又は公園施設	()	
3	行為面積	平方メートル	
4	行為内容		
5	行為目的		
6	行為の期間又は時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
7	都市公園の復旧方法	申請人において、撤収し原状復旧	
8	その他		
9	使用料		
10	条件	下記のとおり	
<p>上記のとおり、神戸市都市公園条例 第4条の規定により許可する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神戸総合運動公園指定管理者 公益財団法人神戸市公園緑化協会 理事長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。</p> <p>イ 指定管理者が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。</p> <p>ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、指定管理者の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、指定管理者が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> <p>キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。</p> <p>ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。</p>			

(教 示)

ア この処分について不服がある場合、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会理事長)に対して審査請求をすることができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

イ この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、神戸総合運動公園指定管理者(公益財団法人神戸市公園緑化協会)を被告として(訴訟において公益財団法人神戸市公園緑化協会を代表する者は理事長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)